

告 示

埼玉県告示第千三百七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十二月一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画道路三・五・十三号樋籠赤沼線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

春日部市樋籠、牛島の各一部

ロ 削除する土地の区域

春日部市牛島の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

令和二年十二月一日から令和二年十二月十五日まで